

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
4-(1)	産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の見直し	産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に、がれき類の焼却・焼成処理（セメント原料化）施設を、追加いただきたい。	<p>災害廃棄物は、市町村が処理責任を負う一般廃棄物であり、その処理は一般廃棄物処理施設で行わなければならない。</p> <p>2003年に、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例（廃棄物処理法15条の2の5、施行規則第12条の7の16）が導入され、一部の品目の処理を行う一部の産業廃棄物処理施設に限り、届出により、当該産業廃棄物処理施設が、許可手続なしに一般廃棄物処理施設として認められることとなった。しかしながら、がれき類については、施行規則において破砕施設での処理しか認められていないため、原料として焼却・焼成処理を行っているセメント工場は特例が適用されず、別途一般廃棄物処理施設の許可を取得しない限り、処理できない。また、一般廃棄物処理施設の許可取得には長期間を要する。</p> <p>がれきの焼却・焼成処理を、施行規則に追加することで、セメント工場での処理が可能となり、今後、国内において巨大災害が発生し、自治体の処理施設のみでは処理しきれない事態が発生した際、自治体の処理要請に対応できる。</p>	廃棄物処理法第15条の2の5、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16
4-(2)	産業廃棄物収集運搬業・処分業における、資金運用を目的とした「5%以上の株主」の変更届出の免除	産業廃棄物収集運搬業・処分業について、「発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主または出資の額の5%以上の額に相当する出資をしている者の変更」があった場合、10日以内に届出なければならないとされているが、資金運用を目的とした信託口、投資口株主の持分異動については、届出の対象外としていただきたい。	上場企業の場合、企業年金資金等の運用・管理を目的とした信託銀行(信託口、投資口等)等の法人株主が存在する。これらの株主の持分比率は、株価に連動して変動するため、変更日から都度10日以内に届出することは、実務上困難である。また、これらの株主は、資金の運用管理を目的としており、廃棄物の収集運搬業および処分業に支配力を及ぼすことはない。法の主旨に照らし、これらの株主の持分異動については、届出の対象外としていただきたい。	廃棄物処理法第14条第1項、廃棄物処理法施行規則第9条の2第1項第9号、廃棄物処理法第14条第6項、廃棄物処理法施行規則第10条の4第1項第9号、廃棄物処理法第14条の2第3項、廃棄物処理法施行規則第10条の1第1項第2号ハ
4-(3)	産業廃棄物収集運搬業許可取得に関する審査のさらなる合理化・短縮化	<p>廃棄物処理法第14条においては、産業廃棄物の収集運搬を業として行う場合、積込み場所と積卸し場所をそれぞれ管轄する都道府県の許可が必要であり、関係都道府県ごとに同法施行規則第9条の2に基づく申請が必要となる。積込み場所の都道府県の許可を持つ収集運搬業者が、積卸し場所の都道府県の許可を申請する場合、同様の審査が行われるにも関わらず、時間を要しており、事業活動に支障が生じている。</p> <p>先般の政府回答において、同法施行規則第9条の2第6項の規定により、申請・取得した内容は都道府県間で共有・活用され、既に合理化・短縮化が行われているとされたが、審査のさらなる合理化・短縮化を図られたい。</p> <p>また、さらなる審査の短縮化が困難な場合はその理由をご教示いただきたい。</p>	<p>廃棄物処理法第14条においては、産業廃棄物の収集運搬を業として行う場合、積込み場所と積卸し場所をそれぞれ管轄している都道府県の許可が必要となっており、関係都道府県それぞれに対し、同法施行規則第9条の2に基づく同様の申請を行うことが求められている。</p> <p>産業廃棄物の処分先を追加する場合、現契約先の収集運搬業者が処分先の都道府県の許可を取得していないことが多い。収集運搬業者が産業廃棄物収集運搬業許可を取得する場合、同法施行規則第9条の2第6項の規定にも関わらず、審査に1ヵ月以上かかる。事前協議期間を含めると計2ヶ月以上、県外産業廃棄物搬入届出を必要とする場合は計3ヶ月以上かかることになり、処分を進めようとしても速やかに対処できない（新規収集運搬業者と契約するにしても時間を要する）。</p> <p>新たな都道府県で業許可取得を行う場合において、既に取得した許可情報を活用し、さらなる審査の合理化・短縮化を行うことについては、法の趣旨である適正処理を阻害するものではない（第4条における都道府県の産業廃棄物に関する状況把握・適正処理への措置の努力義務を阻害するものではない）。</p> <p>業許可取得に関する審査のさらなる合理化・短縮化により、速やかに産業廃棄物を処分することができ、円滑な廃棄物処理の実施、資源有効利用の範囲・用途の拡大に寄与する。</p>	廃棄物処理法第14条第1項、廃棄物処理法施行規則第9条の2

4-(4)	紙マニフェストの電磁的記録保存の容認	産業廃棄物処理委託契約書および産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、廃棄物処理法により5年間の保存義務がある。紙マニフェストについて、産業廃棄物処理委託契約書と同様に、電磁的記録（電子データ）による保存を認めていただきたい。	産業廃棄物処理委託契約書は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（e文書法）により、電磁的記録にして5年間保存することが認められている。しかし、紙マニフェストについては、本法律及び廃棄物処理法により、電子データでの保存が認められておらず、5年間にわたり紙ベースで保存しなければならない。紙マニフェストの多くは、カーボン紙による複写式であるため、薄い紙質で破損しやすいうえ、事業者としては倉庫等の保管場所の確保が必要であり、大きな負担となっている。電子マニフェストの普及が求められるが、電子マニフェストは、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の3者が利用することで初めて機能するシステムであり、すべての手続きが電子マニフェストに移行するには、一定の期間を要する。したがって、紙マニフェストについて、破損・紛失のリスク軽減、保管場所や保管業務の負担軽減の観点から、電子データで保存できるとすべきである。	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律 第3条、廃棄物処理法第12条の3
4-(5)	産業廃棄物収集運搬業・処分業における役員変更届出の期限延長	産業廃棄物収集運搬業および産業廃棄物処分業における役員変更時の届出について、届出期限を10日から30日に延長していただきたい。	廃棄物処理法により、産業廃棄物収集運搬業および産業廃棄物処分業において、役員を変更した際には、変更の日から10日以内に、その旨を届出なければならない。届出の際は、住民票の写し、成年被後見人および被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書の添付が必要とされている。また、役員を変更したことの証明として、履歴事項全部証明書の添付を併せて求められることが多い。履歴事項全部証明書の発行の前提となる「役員変更登記」については、会社法上、変更が生じた日から2週間以内に変更の登記をすれば足りるとされているにもかかわらず、廃棄物処理法の変更届出が10日以内というのは短い。本要望については、すでに2015年度規制改革要望の政府回答において、「総務省により実施された平成25年11月1日付「申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査結果に基づく勧告（一般手続関連）（平成25年度行政評価・監視結果）」において、登記事項証明書を添付書類とする変更届について、変更登記の期限（2週間）を考慮した提出期限とするよう検討することの勧告がなされました。環境省としては、変更届の提出期限を「10日以内」としている理由を欠格要件に該当する者を確実かつ迅速に排除するためと考えていますが、申請者の負担軽減を図る観点から、今後、変更届に登記事項証明書の添付を求める場合、変更登記の期限（2週間以内）を考慮した提出期限とすることを検討予定でございます。」との回答をいただいているが、未だ改善がみられない。また、検討に際しては、2週間では短いため、30日以上期間を設定いただきたい。	廃棄物処理法第14条の2第3項、廃棄物処理法施行規則第10条10の第2項
4-(6)	県外産業廃棄物流入規制の見直し	都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議制の撤廃を含め、速やかに都道府県等による県外産業廃棄物の流入規制を見直すべきである。	廃棄物処理法の規定にはないが、産業廃棄物を県外に搬出する場合、搬入先の都道府県等の多くにおいて条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされており、その申請、許認可の取得に多くの時間、労力を費やされている。また、事前協議の内容（対象産業廃棄物、提出書類等）が都道府県等ごとに異なっているため、同一の処理を行うにもかかわらず、都道府県等によって判断が異なる場合があり、事業者による広域的かつ効率的な廃棄物処理、リサイクルの阻害要因となっている。このため、昨年度見直しを要望したところ、環境省から、「『都道府県市外産業廃棄物流入抑制策の扱いについて』の実態調査を行っている。本実態調査を踏まえて、廃棄物処理法の趣旨・目的を超えて定められた運用について、必要な見直しを行い適切に対応するよう、都道府県等に対して、通知や各種会議等を通じて周知徹底する予定。」との回答を得た。しかし、現時点で改善は見られず、速やかに、事前協議制の撤廃を含め、都道府県等による県外産業廃棄物の流入規制を見直すべきである。	廃棄物処理法第11条

4-(7)	微量PCB汚染絶縁油等の燃焼条件のさらなる引下げ	燃焼温度800℃以上、ガス滞留時間2秒以上というダイオキシン類対策の条件を満たしている産業廃棄物焼却施設において、微量PCB汚染絶縁油等の焼却無害化処理(自家処理を含む)を簡易な手続きで実施できるようにしていただきたい。	<p>PCB廃棄物無害化処理認定施設の許可要件である燃焼条件は、燃焼温度850℃以上・ガス滞留時間2秒以上となっている。しかし、国や地方自治体は、一時的にでも燃焼温度の下限値を下回ってはならないとしているため、実際は900℃程度で処理されている。</p> <p>PCBは「単独でも800℃以上でほぼ完全に熱分解すること、絶縁油や有機性廃棄物等の可燃物が共存するとさらに低い600～700℃でもほぼ完全に分解できる」ことが報告されている※1。</p> <p>横浜国立大学浦野名誉教授らは、ダイオキシン類対策の条件を満たす産業廃棄物焼却施設において、820～850℃で微量PCB汚染絶縁油の焼却処理実証試験を行った結果、無害化処理認定施設と同様に排ガス中のPCB濃度が十分に低い(十分に処理ができてい)結果を得た※2。</p> <p>PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会が取りまとめた報告書では「その他のPCB廃棄物を含め今後の実証実験の結果、安全かつ確実に処理できることを確認できた範囲で、許可要件の変更を検討することが適当」※3、「低濃度PCB廃棄物の処理体制の充実・多様化を進める」及び「安全性の確保を前提とした上で、無害化処理事業者の増加に向けた取組を引き続き進める」※4とされている。</p> <p>無害化処理認定業者数は年々増加しているものの、未だ処理施設数は限られておりPCB廃棄物処理が遅延している要因となっている。ダイオキシン類対策の条件を満たす産業廃棄物焼却施設での焼却無害化処理が実現すれば、PCB廃棄物の期限内処理に向けて大きく前進し、PCB廃棄物の長期保管に伴う漏洩、紛失、不適正処理等のリスクも低減する。</p> <p>※1：日本エネルギー学会誌、第73巻、第3号、1994年及び廃棄物学会誌、第19巻、第6号、2008年 ※2：「環境技術学会」会誌、2016年8月号 ※3：今後のPCB廃棄物の適正処理推進について、2012年8月 ※4：PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について、2016年2月</p>	廃棄物処理法第15条第1項、第15条の2の3第1項、第15条の4の4第1項、廃棄物処理法施行令第7条第12号、廃棄物処理法施行規則第12条の2第5項第1号、第12条の7第5項第1号
4-(8)	電子マニフェストにおける運搬・処分報告期間の延長	電子マニフェストを利用する場合における産業廃棄物の運搬終了報告、処分終了報告の登録を行うまでの期間を、運搬又は処分を終了した日から「3日」から、「3営業日以内」あるいは「土日祝日を除き3日以内」など実際の運用において対応できるように延長すべきである。	<p>産業廃棄物の収集運搬業者および処分業者は、電子マニフェストを利用する場合、産業廃棄物の運搬または処分を行った後、3日以内に電子マニフェストの登録を行うことが義務付けられているが、休日直前に運搬または処分する場合には、3日以内に登録できない事例がある。</p> <p>このため、2014年度に見直しを要望したところ、「登録期限をさらに延長することは困難だが、現場にて引渡しを完了した場合に迅速にシステム上で登録作業ができるよう、スマートフォンやタブレット端末等を使用して現場から報告できるシステムへの改良を行うこととしており、実際の運用面で対応できるように配慮する。」との回答を得た。しかし、現場の担当にスマートフォン等を付与できる事業者ばかりではなく、事務手続上、入力担当が本社でまとめて情報を入力する場合もあるため、改めて要望する。むやみに期間延長を求めるものではなく、「3営業日以内」あるいは「土日祝日を除き3日以内」など実際の運用において対応できるよう延長いただきたい。</p>	廃棄物処理法第12条の5第2項、廃棄物処理法施行規則第8条の34
4-(9)	廃棄物処理の広域認定制度の申請に関する審査体制の見直し	「広域認定制度申請の手引き」における「第2章 新規認定の申請手続 2.1申請の流れ」について、「相談」「事前確認」を一体化するなど、相談・事前確認における確認項目の重複を省き、申請手続を効率化すべきである。	<p>「広域認定制度申請の手引き 第2章新規認定の申請手続 2.1申請の流れ」によると、申請希望者は、環境省地方環境事務所における「相談」、環境省産業廃棄物課における「事前確認」を受けた後に審査申請ができることになっている。手引きによると、「相談」は申請者の構想の本制度への適合性を確認すること、「事前確認」は申請書類の作成方法等を確認することが目的とされるが、相談、事前確認、本審査の確認項目が重複することが多い(相談の時点で申請書類の内容も細かく確認されている)。実際の本審査期間である3ヶ月程度であるものの、相談から審査完了までの期間を合わせると平均1年から1.5年程度を要している。これらの二重チェックは手続きに時間を要するだけでなく、手続きを煩雑にしている。</p> <p>本要望については、すでに、2014年度規制改革要望の政府回答において、「申請手続きの「相談」は、事業者の距離的な負担を軽減するという観点から、申請者に近い地方環境事務所に窓口を設けています。また、広域認定を取得した事業場への認定後の立入を地方環境事務所が実施することが効率的であるため、地方環境事務所において申請内容の把握に努めているところです。広域認定のスキームでは、製造メーカーの所在地、回収拠点、処分場所が全国各地に展開されていることが多いため、この「事前確認」「審査」については、書類内容の総括的な確認を行うことができる本省において統一的に実施しています。御指摘の本省と地方環境事務所の審査の重複をなくすためにも、これらの役割分担を明確にし、事業者の負担を軽減してまいります。」との回答をいただいているが、2014年度規制改革要望の提出時の平均審査期間(8か月～12か月)と比べてもさらに長期化しており、改善が見られない。</p>	廃棄物処理法第9条の9、第15条の4の3、広域認定制度申請の手引き(廃棄物処理法第9条の9及び第15条の4の3に基づく廃棄物の広域的処理に係る特別制度の申請要領)